

## 保険の内容について（24 時間単位型自動車運転者保険）

本記載は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「重要事項のご説明」や「普通保険約款・特約」に記載していますので、必要に応じてご参照ください。

### ■適用される普通保険約款の条項・特約について

ご契約に適用される普通保険約款の条項・特約は以下のとおりです。

・対人賠償責任条項	・緊急時サービス費用条項
・対物賠償責任条項	・個人間カーシェアリングサービス等専用自動車保険特約
・対物超過修理費用特約	・通信販売特約
・自損傷害条項	・保険料払込取扱票・請求書払特約
・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約	・書面省略（変更届出書）特約
・搭乗者傷害（入院／一時金「1万円・10万円」）特約	・危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約
・車両復旧費用条項	・対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約

### ■補償内容について

#### (1) 相手への賠償に関する補償

- ・対人賠償保険（保険金額：無制限）

借りたお車の運転に起因する自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします<sup>(注)</sup>。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。

- ・対物賠償保険（保険金額：無制限 免責金額：0万円）

借りたお車の運転に起因する自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

※次の①または②のいずれかの事故については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。

①借りたお車に業務<sup>(注1)</sup>として危険物<sup>(注2)</sup>を積載、または借りたお車が業務<sup>(注1)</sup>として危険物<sup>(注2)</sup>を積載したお車を牽引する場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故

②航空機との対物事故

(注1) 家事を除きます。

(注2) 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。

(例) ガソリン、灯油、軽油、重油

- ・対物超過修理費用特約

借りたお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合<sup>(注)</sup>を乗じた額を1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

(注) 交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

※1 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

※2 相手自動車の車両保険（共済契約を含みます）から支払われた保険金（共済金）が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

#### 【保険金をお支払いできない主な場合】

(対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約共通)

- ・保険契約者、記名被保険者または指定被保険者の故意によって発生した損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ・台風、洪水または高潮によって発生した損害
- ・借りたお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

- ・被保険者の父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用または管理する財物の損害（ただし、父母または子は、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません）

等

## (2) おケガの補償

### ・自損傷害保険

借りたお車の自動車事故により、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、次の保険金をお支払いします。

保険金	保険金額
死亡保険金	1,500万円
後遺障害保険金	後遺障害の等級により50万円～2,000万円
介護費用保険金	200万円
医療保険金	・治療日数が4日以内の場合：5,000円 ・治療日数が5日以上の場合：傷害の部位・症状に応じて5万円～50万円

### ・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約（保険金額：1,000万円）

借りたお車の自動車事故により、借りたお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

### ・搭乗者傷害（入通院／一時金「1万円・10万円」）特約

借りたお車の自動車事故により、借りたお車に乗車中の方が傷害を被った場合に、治療日数に応じて、次の一時金をお支払いします。

治療日数が4日以内：1万円
治療日数が5日以上：10万円

### 【保険金をお支払いできない主な場合】

（自損傷害保険、搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入通院／一時金「1万円・10万円」）特約共通）

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した傷害
- ・借りたお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した傷害
- ・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
- ・記名被保険者または指定運転者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生した傷害

等

## (3) お車の補償

### ・車両復旧費用保険（保険金額：500万円 免責金額（自己負担額）：10万円）

借りたお車が衝突、接触等の事故によって損害を被り、修理した場合に、その修理費について500万円を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車を修理せずに代替自動車を購入した場合には、①修理費 ②代替自動車の購入費用 ③借りたお車の時価額のいずれか低い額を、500万円限度にお支払いします。

ただし、いずれの場合も免責金額（自己負担額）10万円がありますので、ご注意ください。

### 【保険金をお支払いできない主な場合】

- ・保険契約者、記名被保険者、指定被保険者または借りたお車の所有者の故意または重大な過失によって発生した損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ・国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害
- ・詐欺または横領によって発生した損害
- ・借りたお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

- ・欠陥・摩滅・腐しょく・さび・その他自然消耗による損害、故障損害
- ・タイヤ（チューブを含みます）のみの損害（火災・盗難による損害は除きます）や借りたお車に定着されていない付属品のみの損害（火災による損害は除きます）
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に発生した損害
- ・記名被保険者または指定運転者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害

等

(4) その他の補償・サービス

・緊急時サービス費用保険

借りたお車が自動車事故、故障等により自力走行不能となり修理工場等に運搬された場合等に、次の保険金をお支払いします。

保険金	保険金額
運搬費用保険金	1回の事故等につき30万円限度
修理後搬送費用保険金	修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度（修理後引取費用保険金は免責金額1,000円）
修理後引取費用保険金	
臨時宿泊費用保険金	1回の事故等、被保険者1名につき1万5千円限度
臨時帰宅・移動費用保険金	1回の事故等、被保険者1名につき2万円限度（免責金額1,000円）

・ロードアシスタンスサービス

●レッカー現場急行サポート【24時間365日】

借りたお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面の引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用は「緊急時サービス費用保険」で保険金額を限度に補償します。

ただし、「キーの紛失」、「燃料切れ（電欠等を除きます）」等でレッカー牽引・搬送した場合の費用は、「緊急時サービス費用保険」ではなく、「レッカー現場急行サポート」で補償します。

※1 スタック（雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態）時の引き出しは対象となりません。

※2 天災等によりサービスの提供ができない場合がありますのでご注意ください。

【初期対応コンシェルジュサービス】

レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスをご提供します。

- ・移動・宿泊安心サポート（現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内）
- ・夜間休日医療機関情報のご提供
- ・修理工場のご紹介
- ・ご家族へのご伝言

※地域等によっては、ご案内できない場合があります。

●クイック修理サービス

借りたお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- ・バッテリー上がり（ジャンピング等）
- ・ガス欠<sup>(注)</sup>
- ・その他（現場での30分以内の応急作業）
- ・タイヤのパンク（スペアタイヤ交換）
- ・キーの閉じ込み、盗難または紛失（ドアの開錠）

(注) 外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。

※1 バッテリー上がり・ガス欠は、利用対象者が過去1年間にそれぞれ1回利用している場合は、サービスの提供を行いません。

※2 パンクしたタイヤの修理はサービスの対象となりません。

※3 自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

※4 セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

#### 【保険金をお支払いできない主な場合】

- ・保険契約者、被保険者または借りたお車の所有者の故意または重大な過失によって発生した損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ・借りたお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- ・記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害
- ・借りたお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料の不足または費消（電欠等を除く）等の場合
- ・積雪、降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ等を直接の原因とする借りたお車の走行不能によって被保険者が被る損害

等

この画面は「24 時間単位型自動車運転者保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明<株式会社 IDOM CaaS Technology>」「普通保険約款・特約」等をご覧ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

#### ■保険に関するお問合わせ

取扱代理店：株式会社 IDOM  
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-3 東京ビルディング 25F  
TEL：047-301-0549  
受付時間：平日 10:00～17:00

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京都中央区日本橋 3-1-6 あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 5F  
東京中央支店 広域モーター開発室  
TEL：03-3242-7332  
受付時間：平日 9:00～17:00

※事故に関するお問合わせは専用のサービスセンターにお取次ぎさせていただく場合があります。

#### ■事故・故障に関するお問合わせ

事故・故障が発生した場合は、ただちに下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター  
TEL：0120-504-638  
受付時間：24 時間 365 日

※必ず本カーシェア利用時の事故・故障であることをお申し出ください。

※IP 電話からは 0276-90-8092（有料）におかけください。

※専用回線以外にご連絡された場合、事故受付が困難な場合があります。おかけ間違いにご注意ください。